

平成 27 年度第 5 回 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会 会議要旨

1 開催日時 平成 28 年 1 月 20 日（水） 16 時～ 16 時 30 分

2 開催場所 広島市役所本庁舎 14 階 第 7 会議室

3 出席者

(1) 委員

秋山委員長、木矢委員、蔵田委員、才野原委員、松村委員

(2) 臨時委員

伊藤委員

(3) 事務局

健康福祉局長、市立病院機構担当部長、保健部長、市立病院機構担当課長、保健医療課長、市立病院機構担当主幹、その他担当職員

4 議 事

地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の変更に係る認可について

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者

一般傍聴者 2 人

報道機関 2 社

7 会議資料

議 題 地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の変更に係る認可について

資料 1 平成 27 年度第 5 回広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会審議事項についての説明資料

資料 2 地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の変更にについて

参考資料 1 地方独立行政法人広島市立病院機構中期目標

参考資料 2 地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画

8 会議要旨

(1) 中期計画変更に係る認可について

ア 説明

- 事務局（平岡市立病院機構担当課長）が、**議題**により、昨日付けで地方独立行政法人広島市立病院機構から中期計画変更に係る認可申請があったこと、評価委員会はこの認可申請を受理した市長から認可に当たっての意見を求められたことについて説明。
- 資料 1**により、中期計画変更に係る認可までの手続きの流れについて説明し、**資料 2**により、認可申請のあった中期計画の変更内容の詳細について説明。

イ 質疑・意見交換

[松村委員]

- ・ 舟入市民病院のショートステイについて、障害児の保護者にとっては非常に福音になることとすばらしい取組だと思う。ショートステイの規模は2床から始められるということだが、今後、利用が拡大すれば増床ということも考えていただきたいと思う。
- ・ これに加え、在宅で困っておられるお母さんを訪問看護のような形で障害児をケアするとか、ショートステイほどではないけれども今日1日朝からというように定期的に週に何日か看てもらえるとか、デイケア的にそういった支援についても非常に望まれていると思うが、それはどういうようになっているのだろうか。

[事務局（平岡市立病院機構担当課長）]

- ・ 今回実施する事業については、広島市の障害福祉部局からの依頼に基づき市立病院機構内部で検討し、舟入市民病院において実施しようということを決めたものであり、市内で人工呼吸器を付けた重症者のこういったショートステイがないということで、舟入市民病院で何とか受入れができないだろうかということから検討が始められている。この実施状況を見ながら、事業の拡大、それから1日とかの短期の受入れができるだろうかとか、福祉部局と協議をしながら考えていくことになるかと思う。

[松村委員]

- ・ 施設サービスもさることながら在宅の支援も望まれているのではないかと思うが、そのあたりはいかがだろうか。

[才野原委員]

- ・ 広島市の訪問看護のステーションなどの調査を見ると、人工呼吸器を着けていらっしゃる方を、病院とか24時間対応できるところは本当に少ないと思う。まだまだ遅れている状況があるなと思っているがニーズはあるのではないかと思う。こうして2床でもこういうことができるのは良いことだと思う。

[木矢委員]

- ・ 県立広島病院でも低出生体重児とか未熟児の患者が多い。レスパイト機能（注）は、今言われたことであるが、なかなか在宅へ移行する場所が少ないのが一つ大きな問題だろうと思う。もう一つは在宅へ帰られた人のショートステイであるが、もともと自宅へ帰られる人も大変であろうから、（この事業は）非常にいいことだろうと思う。同時に、在宅の今の状態を把握されながら、いかに広島市に住んでいただけるようにするかということになるかと思う。
- ・ 2つ目のリハビリテーションであるが、リハビリテーション病院から在宅へ（訪問リハビリテーションに）行かれるときに、比較的広範囲になるのではないかと思う。リハビリテーション病院の患者は、いろいろなところから来られては、いろいろなところへ帰って行かれるものと思う。この事業も非常にいい重要な事業だと思うが、エリアについては本来は広いのだけれども近くから始められるのではないかと予想するが、どのあたりまで対応されようとされているのだろうか。

注： レスパイト機能とは、乳幼児や障害者、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替を行うサービスのことをいう。

〔事務局（平岡市立病院機構担当課長）〕

- ・ 訪問リハについてであるが、リハビリテーション病院を退院いただくときには、地域のかかりつけ医を決めていただき、退院した後は地域のかかりつけ医に訪問リハや訪問看護をしていただくような調整をすることになる。ただ、実際にかかりつけ医は見つかったけれども訪問リハをしておられないような場合や、なかなかかかりつけ医が見つからないという場合に、基本的に3カ月程度を期限として、訪問のサービスをしようと整理されているところであり、基本的には地域のかかりつけ医を中心にしながら在宅へ帰っていただくように調整することが柱になっている。

〔木矢委員〕

- ・ 在宅のかかりつけ医がおられない等による調整のための3カ月ということだが、かかりつけ医も、障害者のリハビリ自体が必ずしも連携してされていないことも多いのではないかと思う。障害が日常生活の中や在宅で悪化したりすることもあると思うので、状況を見ながら在宅でのリハビリとの関わりをつないでいくということは、意義のあることだと思う。

〔松村委員〕

- ・ 自宅で訪問リハを受けたい方も多いただろうし、地域のかかりつけ医が見つかって訪問リハがない場合もあると思うが、心配なのは範囲である。総合リハビリテーションセンターには市内どころか近郊からも入院されていると思うが、どこまでのエリアを想定されているのだろうか。

〔事務局（平岡市立病院機構担当課長）〕

- ・ エリアの設定はしていないと（市立病院機構から）聞いているが、ただ、現実問題として、かなりの長距離の場合はどうするかということは、ケースごとに考えていかなければいけない問題だと思う。

〔秋山委員長〕

- ・ スタッフの方は、どのくらいの人数でスタートされるのか。

〔事務局（平岡市立病院機構担当課長）〕

- ・ 初年度は2人というように聞いている。来年度の状況を見ながら人数を増やすという計画になっている。

〔伊藤委員〕

- ・ 訪問リハビリが盛んになり、病院もそうであるが介護施設もたくさん訪問リハビリをやっておられる。安佐医師会の訪問看護ステーションでも訪問リハビリをやっている。
- ・ この事業は3カ月程度を目途にということであり非常にいいことであるが、高次機能障害等がある場合には、なかなかリハビリの方が変わると、うまくいかなくなるということもあるので、入院中に担当されていたスタッフが訪問リハに出ていくことになるのは、すごくいいことだと思う。ただ、競合だけはしないようにしていただきたい。他の訪問リハビリの施設との話し合いというのをキチンとされたら何も問題は起きないかなと思う。

〔秋山委員長〕

- ・ そのあたりは公立病院の役割ということを十分考えておられると思うので、支障とならないようにやっていただけるのではないかと思う。

〔事務局（川添健康福祉局長）〕

- ・ 福祉関係サイドからの話として重症心身障害児（者）の対応であるが、いわゆる人工呼吸器を着けられた方が年々増えておられ、たくさんいらっしゃる。現時点で、そういう方々を福祉プラス医療の機能を備えて入所していただけるのは、市内では佐伯区皆賀にある施設が一カ所という状況である。このたび保護者の声を踏まえてレスパイト機能の意味合いが強いが入所施設を市内に設けたいということである。今現在、こういったレスパイト機能として大竹とか呉の病院で一時的な受入れをしていただいているのが実情である。今後は、こういった機能を松村会長（広島市医師会）がおっしゃったように、受け皿を広島市内の中で広げながら、将来的には重症心身障害児（者）の受け皿をもう少し充実させて、広島市域のみならず都市圏の障害児（者）の受け手として用意できるように、構想段階ではあるが考えたいと思っている。

〔秋山委員長〕

- ・ そのスタートになりうるようにやっていただければと思う。
- ・ 他にご意見がないようであるが、評価委員会としては、「中期計画の変更認可について異存はない。」ということによろしいだろうか。

〔一同〕

- ・ 異議なし。

〔秋山委員長〕

- ・ それでは、そのようにさせていただく。

(2) 事務連絡

〔事務局（平岡市立病院機構担当課長）〕

- ・ 本日ご審議いただいた市立病院機構の中期計画の変更については、今後、地方独立行政法人法の規定に基づき、市長が認可の手続きを進める予定であり、議会の承認を得て認可するという流れになっている。
- ・ 続いて、お手元に配布している「連絡事項」について説明させていただく。先日、新聞報道にもあったところであるが、現在、国において診療報酬改定の作業が進められている。その中で、非紹介患者加算の義務化と下限・最低額を定めた料金設定について議論が進められている。この非紹介患者加算の見直しを含む診療報酬の改定が平成28年4月1日から施行されるのではないかという情報を私共の方で受け止めている。4月1日から施行されることが3月上旬に告示されるという可能性が高いと考えているが、そうなると市立病院機構から現行の中期計画の料金規定の変更という認可申請が出ることになるかと思う。その準備として、第6回評価委員会の開催を3月9日18時30分から予定させていただきたいと考えている。皆様には先日ご連絡を差し上げたが、大変お忙しい中で申し訳ないが、ご都合をつけていただければと考えている。よろしくをお願いしたい。